

	契約用
○	業者用

令和 7 年度

業 務 委 託 仕 様 書

業務名称 ばい煙量等測定業務

札幌市交通局高速電車部施設課

1. 業務名

ばい煙量等測定業務

2. 対象場所

別紙1の通り

3. 履行期間

契約書に示す着手の日から 令和8年3月19日 まで

4. 業務概要

本業務は、南車両基地ほか4施設のボイラー等から排出されるばい煙等の測定を行うものである。
測定対象設備及び測定回数は別紙1の通りとする。

5. 一般要領

- (1) 受託者は計量証明事業登録者であること。
- (2) 本業務を実施する際には、事前に工程表を提出すると共に、委託者と充分打合せを行い委託者業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守し、業務責任者は関係資格（環境計量士）を有したものが実施すること。
- (4) 業務対象場所等においては、列車運行に関する重要かつ高価な設備等が多いので作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように充分注意をすること。また、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに委託者に報告すると共に、委託者の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。
- (5) 本業務による作業時間は、原則として9時00分～17時00分迄とするが、営業に支障のあるものは営業時間外とする。なお、委託者が指示する時間に対しても、充分対処できること。
- (6) 本業務に必要な工具、消耗品及び交換部品は、原則として受託者負担とする。
- (7) 業務完了後の清掃、片付け等については、完全に実施すること。

6. 提出書類

提出書類はすべてA4サイズとする。

○ 業務着手時

- | | | |
|--------------------|-----|---------|
| ・ 業務着手届 | 1 部 | 着手後速やかに |
| 業務責任者等指定通知書 | | |
| 業務責任者経歴書 | | |
| 業務責任者及び作業員名簿（自社社員） | | |
| 資格一覧（指名、資格免許の写し添付） | | |
| 連絡体制表（緊急連絡先含む） | | |
| 協力業者及び作業内容 | | |
| 業務日程表 | | |

○ 業務実施時

- | | | |
|---------|-----|----------|
| ・ 実施工程表 | 1 部 | 作業の5日以上前 |
|---------|-----|----------|

○ 業務完了時

- | | | |
|----------------------|-----|-------|
| ・ 業務完了届 | 1 部 | 完了と同時 |
| ・ 業務完了報告書（計量証明書含む） | 2 部 | 完了と同時 |
| ・ 作業写真 | 2 部 | 完了と同時 |
| ・ 測定結果PDFデータ（測定箇所ごと） | 1 部 | 完了と同時 |

7. 測定内容

- (1) 各設備1台・1回あたりの測定内容は下記の通りとする。
- (2) 測定はJIS測定方法に基づき実施し、測定値は各測定回数の平均値とする。

測 定 項 目	JIS測定方法	測定回数
大気圧の測定	-	1
排ガス温度測定	-	2
排ガス水分量の測定	JIS Z 8808	2
排ガス組成分析(CO・CO ₂ ・O ₂ ・N ₂)	JIS Z 8808	2
排ガス流速の測定	JIS Z 8808	5
排ガス流量(乾きガス・湿りガス)	JIS Z 8808	2
ばいじん濃度測定	JIS Z 8808	2
窒素酸化物量濃度の算定	JIS K 0104	2
硫黄酸化物排出量の算定	JIS K 0103	2
硫黄酸化物排出基準の算定	JIS K 0103	-
測定結果の考察(排出基準との比較を含む)	-	-

8. 業務完了報告書・作業写真の作成

作業の実施後は作業内容、測定結果について業務完了報告書及び作業写真を作成する。
作業写真は、各工程及び各作業の状況について撮影を行うこと。
測定結果一覧表を作成し、測定結果と併せて電子データ（PDF）も提出すること。

9. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は作業従事者へ本市の「環境方針」（下記URL参照）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/documents/kankyo_houshin.pdf

11. 異常時等の報告

- (1) 委託業務の従事中において、地下鉄駅及び関係施設内で、通常とは異なる事象（損傷、異音、発熱、臭いなど）及び不審者、不審物に気づいた場合には、些細なことでも躊躇なく、委託者に報告すること。
- (2) 保守業務の作業中に、保守している設備等が、通常とは異なる事実に気付いた場合には、委託者に積極的な報告を行うこと。

12. その他の特記事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議を行うこと。
- (2) 仕様書について、不明な点は契約前、文書等にて確認の上遺漏のないように業務を遂行すること。
- (3) 業務の遂行については、点検者の健康に留意し必ず複数の人数で点検すること。
- (4) 業務中の事故については、受託者の負担において処理すること。
- (5) 定期の保守業務以外で緊急又は臨時的に実施した業務については、内容、使用資材、処理等について、速やかに報告すること。

測定場所、測定対象設備及び測定回数

測定場所	住 所	対 象 設 備	伝熱面積	台数	測定回数 (1台あたり)
南車両基地	札幌市南区真駒内東町2丁目1-1	炉筒煙管式蒸気ボイラー	34.3㎡	2台	1回
東車両基地	札幌市厚別区大谷地東6丁目1-1	炉筒煙管式高温水ボイラー	34.3㎡	2台	1回
		真空式温水器	9.9㎡	1台	1回
西車両基地	札幌市西区二十四軒1条4丁目1-2	炉筒煙管式高温水ボイラー	23.7㎡	2台	1回
真駒内駅	札幌市南区真駒内17番地	真空式温水器	14.6㎡	1台	1回
二十四軒庁舎	札幌市西区二十四軒1条4丁目6-3	真空式温水器	13.0㎡	1台	2回

公 示 用

令和7年度

設 計 書（見 積 参 考）

ばい煙量等測定業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和7年 5月

札幌市交通局高速電車部施設課

名 称	規 格	数 量	単 位	金 額	備 考
業務名：ばい煙量等測定業務					
業務費					
業務価格					
業務原価					
直接業務費					
直接人件費		1	式		直接人件費明細
直接物品費		1	式		直接物品費明細
直接業務費計					
業務管理費		1	式		
業務原価計					
一般管理費		1	式		
業務価格					
消費税等相当額		10	%		
業務費計					

直接人件費明細

札幌市交通局高速電車部施設課

名称	規 格	数 量	単 位	測定回数	単価	決定金額	備 考
直接人件費							
(1) 南車両基地							
炉筒煙管式蒸気ボイラー		2	台	1			
(2) 東車両基地							
炉筒煙管式高温水ボイラー		2	台	1			
真空式温水器		1	台	1			
(3) 西車両基地							
炉筒煙管式高温水ボイラー		2	台	1			
(4) 真駒内駅							
真空式温水器		1	台	1			
(4) 二十四軒庁舎							
真空式温水器		1	台	2			
合計							
直接物品費							
消耗品等							
合計							